

令和8年度県政広報動画等制作事業 業務仕様書

1 業務の目的

本県の施策をよりわかりやすく、かつ、効果的に訴求し、各種施策の認知度向上等に資するため、動画または静止画（以下「動画等」という。）のクリエイティブを制作する。

2 業務の概要

県が指定する施策テーマに基づき、主に若者層に響く魅力的な動画等を制作する。なお、制作した動画等を必要とする人に確実に届けるデジタル広告は別事業で別途実施する。

3 委託業務の内容

本業務では、以下の2種類のクリエイティブを制作する。制作にあたっては、以下の内容を遵守し成果物を提出すること。

①認知度向上動画等

目的：短時間で視聴者の注目を集め、認知や関心を高める

形式：15～30秒程度の動画または静止画

テーマ例：「#7119の周知」「ハレいろキャンペーン」等

②施策利用促進動画

目的：興味関心のある層に、より具体的な情報発信を行い施策への誘導を行う

形式：1～2分程度の動画

テーマ例：「晴れの国おかやま検定の受験促進」等

(1) 制作クリエイティブ数

上記①を少なくとも3種類、上記②を少なくとも2種類制作すること。

(2) テーマの決定

制作するクリエイティブのテーマは県が指定する。

(3) 形式の選択

制作するクリエイティブの形式は、動画または静止画のいずれか、または両方を組み合わせ合わせた形式で制作すること。テーマや目的に応じて最も効果的なクリエイティブ形式を提案すること。

(4) ターゲット層

主に10～40歳代の若者（テーマにより変動する可能性がある）をターゲット層とするため、ターゲット層の感性に響くような工夫を凝らすこと。

(5) 成果物の利用

制作したクリエイティブは、別途実施するデジタル広告に使用するほか、次の二次利用を想定している。その他については、県と受託者で協議するものとする。

- ・動画配信サイトでの配信
- ・県庁1階県民室に設置しているモニター等での放映

・県関係主催イベントでの使用

(6) その他

受託者は、必要に応じて、別途実施する「令和8年度岡山県SNS伴走支援事業」の受託者と連携・協力するものとする。

4 成果品等の提出

下表のとおり成果品を提出すること

提出物	提出時期
動画データ (MP4形式等)	完成後速やかに
静止画データ (jpeg形式等)	完成後速やかに
各動画のサムネイル画像 (jpeg形式等)	完成後速やかに

※いずれも、別途県が指定するデジタル広告開始の時期までに提出すること。

5 委託期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

6 契約限度額

2,117,500円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※動画の制作・編集に係る経費など一切の経費を含む。

7 成果物に関する権利の扱い

- (1) 成果物に関する一切の権利 (著作権法 (昭和45年法律第48号) 第27条及び第28条に規定する権利を含む。)(特許権および実用新案権 (特許または実用新案を受ける権利を含む。))を除く。)を、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、案件の遂行前から受託者が保有する著作権、特許権等その他の知的財産権 (以下、「知的財産権」という。)を成果物に適用した場合には、県に対し、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物及び当該知的財産権を追加費用なく利用することを許諾するものとする。
- (3) 成果物は、県が自由に二次利用できるものとする。
- (4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材 (タレント等の著名人、キャラクター、音楽等)の活用も可とする。その際には、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、受託者の責任、負担において対応し、県は責任を負わないものとする。
- (5) 成果物納入までに係る一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物を改変し、また任意の著作者名で任意に公表する

ことができるものとする。受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること
- (2) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 動画等の制作及び掲載に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (4) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること
- (5) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。

9 評価基準

評価の基準は、次のとおりとする。

評価項目	内 容	評価比重
理解度	業務内容を理解した提案となっているか。	20
構成等	当事業の趣旨を踏まえた動画構成案を具体的に提案しているか。	25
創意工夫	県民により多く見てもらえる動画になるよう工夫がなされているか。	25
実施実績	これまでに同様の事業の実施実績があるか。	5
制作体制等	制作に係る実施体制及びスケジュールは適切か。	10
追加提案	本事業の目的達成につながる効果的な事項が予算内で提案されているか。(動画等の本数増提案を含む。)	10
見積額	見積額は適切か。	5
計		100